

## 秋田県条例第十八号

秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、児童福祉法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。次条において「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第三条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準府令（基準府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準府令第二十五条第二項中「実施するよう努めなければ」とあるのは、「実施しなければ」とする。

(事故発生時の対応)

第四条 一時保護施設は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該児童を保護した児童相談所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、前項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。